

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.003

処 分 名	化製場準用施設の許可
処 分 の 概 要	魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設（化製場準用施設）の許可です。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 8 条
審 査 基 準	法令及び埼玉県条例の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	総日数 9 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	第 3 別館 1 階環境政策課窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク。 <a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/eisei/kaseijou.html">https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/eisei/kaseijou.html</a> ・ 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 14,000 円 （化製場準用施設）

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）

第 8 条 第 2 条第 1 項及び第 3 条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

第 3 条（化製場等の設置の許可又は変更の届出）

第 4 条（許可を与えない場合）

第 5 条（化製場等について講ずべき措置）

■化製場等に関する法律施行条例（昭和 5 9 年埼玉県条例第 3 1 号）

第 3 条（化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準）

第 4 条（衛生上必要な措置）

第 5 条（魚介類等を原料とするものに係る製造施設等の構造設備の基準等）

第 9 条第 1 号、同条第 2 号（手数料）

■化製場等に関する法律施行細則（昭和 59 年埼玉県規則第 65 号）

第 6 条（場所の指定）

第 7 条（準用規定）

■地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 1 7 の 2

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）